

事 務 連 絡

平成21年11月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成21年11月7日に街区公園に設置された複合遊具において、遊んでいた6歳の男児が、落下防止用の保護パネル板が欠落していたことにより踊り場から転落し、右ひじを骨折する事故が発生しました。

これについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課公園緑地事業調整官より、各都道府県及び政令指定都市都市公園担当部局長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似の事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

事務連絡
平成21年11月11日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官

公園施設の安全管理の強化について

平成21年11月7日に街区公園に設置された複合遊具において、遊んでいた6歳の男児が、落下防止用の保護パネル板が欠落していたことにより踊り場から転落し、右ひじを骨折する事故が発生したのでお知らせする。

本件事故については、公園管理者が10月の点検時にパネルの欠落を確認していたにも関わらず、事故防止対策が十分でなかったために発生したものであり、誠に遺憾である。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-3（2）発見されたハザードの適切な処理」において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。」としているところである。

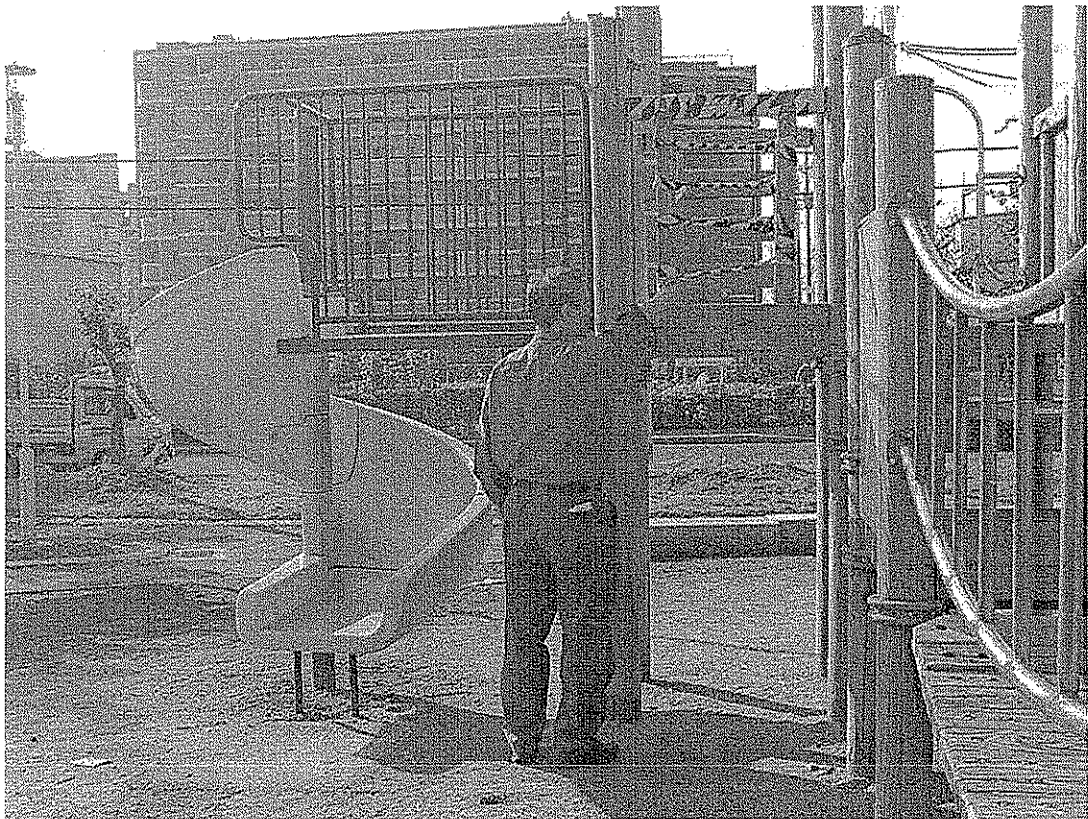
貴職におかれては、今後も日常点検等を確実に実施するとともに、発見した物的ハザードについては使用中止や補修など適切な措置を図り、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

別添

【事故の概要】

- ・発生日時 平成21年11月7日（土）
- ・発生場所 人口100万人以上の都市
- ・発生公園 街区公園
- ・状況 6歳男児が、複合遊具で遊んでいたところ、保護パネル板が欠落していたことにより踊り場から転落し、右ひじを骨折した。
なお、保護パネル板の欠落については、公園管理者が10月の点検時に確認しており、また、市民からの指摘も受けていたところであった。
現在、当該遊具は使用禁止とし、市内の他の都市公園に設置された緊急点検を実施することとしている。
- ・事故関連写真



応急処置状況後